

平成29年度第1回山梨県個人情報保護審議会議事録

- 1 日時 平成29年6月26日(月) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 場所 恩賜林記念館1階東会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委員)堀内寿人、原敏、松本成輔、大塚ゆかり
(事務局)総務部笹本次長、上野課長、花形総括課長補佐、文書・情報公開担当(5人)
- 4 傍聴者数 0人
- 5 会議に付した議題等
 - (1) 会長及び会長代理の選任について
 - (2) 平成28年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について
 - (3) 山梨県個人情報保護条例の一部改正について
- 6 議事の概要
 - (1) 会長及び会長代理の選任について
- 委員の互選により、堀内委員を会長として選任 -

- 堀内委員の指名により、原委員を会長代理として選任 -
 - (2) 平成28年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について
(議長)
平成28年度個人情報保護条例の施行状況について報告をお願いします。

(事務局)
- 資料により説明 -

(議長)
何か特徴的なところはあるか。

(事務局)
警察本部長に対する文書による開示請求の件数が増加している点が挙げられる。これ以外には特筆すべき点はないが、5年連続で開示請求件数が1万件を超えるなど安定的な制度利用が認められる。
 - (3) 山梨県個人情報保護条例の一部改正について
(議長)
次に、「山梨県個人情報保護条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)
- 資料により説明 -

(議長)

大きく分けると5項目ということになる。どの点でも構わないので御質問等あればお願いします。

(委員)

5番の廃止の話だが、廃止に係る告知とかそういったところに、「プライバシーマーク制度」が普及していたから、というような文言を書かないで欲しい。これは、県内の290団体が個人情報取扱業務として登録しているのに27社という10分の1しか「プライバシーマーク制度」を取っていないということに対して、普及しているなどとは言えない状態だからである。なぜ290団体が取っていないのか。神奈川県が廃止したときに同じ文言を使っているが、それは時代にそぐわない。あとは、廃止を告知する際に登録事業者には通知を出すことと思うが、そこにはプライバシーマークを取ってくださいということをむしろ入れて欲しい。27社しか取っていない。47都道府県の中でも低いので。そこは神奈川県の例を挙げない方がよいと思う。

(議長)

その辺りは配慮していただきたい。最初の制度の立ち上げとしては、事業者自ら手を挙げてという形で良かったかもしれないが、今やそれが恥ずかしいことになっている。県のこの制度にはペナルティーはないということか。

(事務局)

登録は任意であり、義務はない。

(議長)

そうすると、本当に意味のないものになってしまったといえる。その他に何かあるか。基本的には改正法に対応した条例の改正を考えているということか。

(事務局)

御指摘のとおり。

(委員)

非識別加工情報提供制度については、なかなかいい制度だとは思ったが、新しいことを始めるのは非常に難しいことなので、私は今回は見送りでもよろしいのではないかと思う。それに伴って個人情報ファイル簿の公表もやっていかないといけないが、その点については、次回の改正のときに検討してもらえればと思う。あと、個人情報保護審議会の我々の意見の具申等については、個人情報保護委員会が中央の方にあるので、そこで規則化されていない部分については、我々が補充していく形か、ないしは、各団体にそれぞれかなりの部分が委ねられているので、その団体として審議会の中で対応していくという位置づけでもよろしいか。個人情報保護委員会で加工方法等のある程度作成しているが、各団体に委ねられている部分も多く、その部分のところで県としては審議会の場でやるということか。

(事務局)

御指摘のとおり。非識別加工情報の加工方法が適正であるかなどについて、県の場合は、個人情報保護審議会の場で審査することになる。

(議長)

非識別加工情報の取扱いについては、かなり審議会の役割が大きくなりそうだが、見送るとい

うことはそれでよいと思う。ちなみに、改正に踏み切った鳥取県では、従来の審議会が様変わりしたようなことがあるのか。

(事務局)

詳細は承知していないが、鳥取県では5月30日から施行しており、個人情報ファイル簿をホームページに載せるなど、できるところからやっているようである。

(委員)

鳥取県はあちこちから問い合わせが多いようだ。条例化も不一致なところがある。非識別情報は個人情報なのかどうかの定義がきちんとされていない。匿名加工情報は個人情報ではないが、非識別加工情報は個人情報である。参照できるから。それがどこの段階で変わるのか、条例で例外措置されていない。ちょっと様子見というのは正しいし、まずは東京都や横浜市あたりが対応してもらえれば。

(委員)

条例改正について、いずれ成文化したものを我々が見られるのか。

(事務局)

国からの報告書の中で、条例改正のモデルが示されているが、本県条例の新旧対照表などはまだ作成していない。

(委員)

要配慮個人情報のところで、どういう規定の仕方をするのかというのは、話だけはわかった。他の条例でも禁止されているようなところが、どういう形で作られるのか。包括的に全部を入れ込むと、条文の数、行数としては、長くなるのではないか。本人の同意を得るとか、そもそも原則禁止でやっていくというようなところの条文を見せて欲しい。

(議長)

それはいつの段階になるか。

(事務局)

本日は方向性について御理解いただいたので、次回までには用意する。

(議長)

今日の議論を踏まえて次回までには答申案を示すということによろしいか。

(事務局)

そちらも併せて準備したい。

(議長)

いろいろと御質問御意見等があったが、おおむね今回の改正の方向性によろしいか。

(各委員)

- 賛意表明 -

(議長)

審議会としては、この改正を全うできた段階で、既に取得している要配慮個人情報の審査をすることになるが、この247というのはカテゴリーに分けてのものが。それとも一つ一つか。

(事務局)

一つ一つの事務をカウントしたもので、まだ精査していないので、内容的には重複するものもあるかもしれない。ある程度類型化できるものは類型化した上で意見を伺いたいと考えている。

(委員)

ファイル簿という形にしてそれを審査していった方が、矛盾がなくなると思う。多分今はファイル簿ではなく業務簿などとなっていると思うので、ファイル簿というデータベース、こういう風に一覧表にしているということが分かるような、ファイル簿にしたものをここで見ていった方が、今後の作業には良いのではないか。時間がかかってしまうかもしれないが。例外規定を作ってしまうとか。

(議長)

その点については、検討をお願いします。

(事務局)

承知した。

(議長)

事務局から他に何かあるか。

(事務局)

特になし。

(議長)

それでは、以上をもって本日の議事を終了する。